

# 益子町デジタル地域通貨「ましコイン」 加盟店規約

## 第1章 総則、定義

### 第1条 (総則)

本規約は、益子町デジタル地域通貨「ましコイン」のサービスの加盟店における利用条件について定めるものです。加盟店は、本規約の内容を十分に理解し、本規約にご同意いただいた上で、本サービスをご利用いただくものとします。

### 第2条 (定義)

本規約において使用する用語の定義は、以下のとおりとします。なお、本規約内で別途定義される場合があります。

1.「ましコイン」とは、益子町が発行し、益子町デジタル地域通貨推進協議会(以下「当協議会」といいます。)が事業を実施するデジタル地域通貨であり、同条第7号及び第8号で定めるコインとポイントの総称をいいます。

2.「アプリ」とは、「ましコイン」の運用に際し、益子町が提供する電子マネー機能付きのデジタル地域通貨アプリケーションソフトウェアをいいます。

3.「ましコインサービス」(以下「本サービス」といいます。)とは、アプリによる対象商品等の代金決済等に係るサービスをいいます。

4.「加盟店」とは当協議会との間で当協議会所定の加盟店登録を行い、ましコインによる決済を受け入れる事業者をいいます。また、売り場面積500平米以上、且つ本社機能を益子町外に有する事業者を「大型店」とし、それ以外の事業者を「中小店」とします。

5.「アカウント」とは、本サービスにおいて利用者に割り当てられた固有の識別情報をいい、アカウントの一部を構成するものをいいます。

6.「利用者」とは、別途定める「益子町デジタル地域通貨「ましコイン」利用規約」に従って、アプリの固有のアカウントを開設し、ましコインを利用する者をいいます。

7.「対象商品等」とは、加盟店が販売する商品及び提供するサービス等のうち、ましコインによる決済が認められたものをいいます。

8.「コイン」とは、ましコイン利用者のアカウントに保有され、利用者が加盟店での商品やサービス等の代金等の決済に使用することが可能な電子マネーをいいます。なお、1コインは1円に相当します。

9.「ポイント」とは、当協議会が指定するサービスにかかる景品若しくは特典として、又は本サービスに係る代金等の決済その他当協議会又は加盟店が別途定める特定の行為(以下「ポイント付与対象行為」といいます。)に対する景品若しくは特典であって、次の各号に掲げるものをいいます。なお、1ポイントは1円に相当します。

- (1)お買い物ポイント 当協議会が利用者に付与するポイント
- (2)地域ポイント 益子町や地域の団体等が利用者に付与するポイント
- (3)限定ポイント ポイント付与対象行為のうち、利用可能な期間を限定するポイント

10.「チャージ」とは、専用の機器によって、本サービスで利用できるように現金からコインに交換することをいいます。

11.「当協議会システム」とは、本サービスを提供するために必要なシステム全般をいいます。

### 第3条(加盟資格)

本サービスの加盟店となる対象者は、以下に掲げる者とします。

- (1) 益子町内に事業所を有し、事業を営む事業者
- (2) 事業所を持たず、益子町内において事業を行う事業者
- (3) その他本協議会が認める団体及び

#### 第4条（加盟店契約の締結）

1. 加盟店となることを希望する申込者(以下「申込者」といいます。)は、本規約に同意の上、当協議会所定の方法により申込みを行うものとします。

2. 当協議会は、前項の申込みがあったときは、以下の各号に掲げる項目を含む事項について審査を行い、加盟店登録を承諾するときは、当該申込者に対して個別二次元コード発行を持って通知します。また、申込者と当協議会は、加盟店登録にかかる通知がなされた時点で加盟店契約が成立するものとします。

- (1) 申込者情報
- (2) ましコインの対象商品等
- (3) 申込者の登録金融機関情報
- (4) その他加盟にあたって必要な事項

3. 当協議会は、申込者の加盟店登録を承諾しなかった場合でも、申込者に対してその理由を開示せず、損害賠償その他名目の如何を問わず、何らの義務又は責任を負わないものとします。

## 第2章 代金等の決済に係る本サービスの利用

#### 第5条（アプリでの決済）

1. 利用者は、本サービスを利用する加盟店において対象商品等代金の決済その他当協議会が適当と認める加盟店による売買取引以外の決済(以下「購入外決済」といい、購入外決済により決済される取引を「購入外取引」といいます。)を行う場合に、ましコインによる代金等の決済を利用することができるものとします。

2. 利用者は、ましコインで対象商品等を購入する場合又は購入外決済を行う場合は、加盟店に対し、当協議会所定の方法でましコインでの決済を指定するものとします。加盟店は、

- ① 利用者による決済に先立ち、利用者のアプリ上に決済先及び対象商品等の代金その他当該取引に係る決済に必要な金額(以下「決済額」といいます。)を提示させ、その内容を確認します。
- ② 決済完了時に利用者のアプリ上に表示される決済完了画面を利用者に提示させてその内容を確認します。
- ③ 当協議会が別途提供する加盟店管理システム(アプリ・WEBサービス)により当該金額が増額されたことを確認します。
- ④ 決済額が、利用者のアプリに記録されたましコインの残高の範囲内である場合、当協議会は、当該残高から決済額相当額のましコインを減算します。当該減算がなされ、かつ当該減算相当額が加盟店に計上された時点で、対象商品等の代金の決済があったものとします。ただし、当協議会システムの不備その他の理由により、ましコイン利用者が使用したましコインが即時にその保有残高から引き落とされない結果、残高確認画面において表示されるましコインの残高と当該利用者の実際の保有残高が異なることがあります。
- ⑤ 加盟店はこれらの決済について確認が不足した場合、利用者に対して、利用者のアプリから当該決済の履行の確認を求めることが出来ます。

3. 当協議会は、利用者と加盟店との間の対象商品等又はその他一切の取引について、当事者、代理人、仲立人等にはならず、その成立、有効性、履行等に関してもいかなる法的責任も負わないものとします。

4. 加盟店との間の紛議を理由に利用者が当協議会に苦情を申し入れた場合、利用者との紛議が発生する可能性がある場合と当協議会が認めた場合、又は加盟店契約(本規約を含みます。以下同じです。)若しくは法律の規定に違反した場合(かかる場合に該当する事象を以下「支払調整事由」といいます。)、当協議会は、加盟店に対する同条第2項記載のましコインの決済を、(1) 拒絶若しくは、当該支払調整事由が解決するまで留保、又は(2) 当該支払調整事由にかかる決済済み金員の返還を求め、(3) 次回以降に当該加盟店に対して支払う金員から当該支払調整事由に係る金員を差し引くことができるものとします。

5. 利用者が購入商品等を返品し、又は返金を希望する場合、若しくは加盟店が利用者との取引を取消又は解除する場合は、加盟店は、加盟店管理システム(アプリ・webサービス)を通じて当協議会に対して返品の処理を申請し、処理後は速やかに利用者へ報告するものとします。

ただし、当日の返金については、加盟店は、加盟店管理システムを通じて利用者に返品処理を行うことが出来ます。翌日以降の返金に関しては、速やかに当協議会に報告することとし、当協議会より利用者へコインとポイントの返還および加盟店への売上修正を行います。

なお、付与したポイントを修正することにより、利用者のポイント残高がマイナスになる修正の場合はマネーからも差し引くこととします。

6.前項の申請に基づき、当協議会は、利用者のアカウントから同条第2項に基づき減算したコインやポイントを返還することがあります。ただし、当協議会は返還の義務を負うものではなく、返還の要否及び方法については当協議会が合理的に判断するものとします。

ただし、当協議会がコインやポイントを修正するのは、当該取引を行った日の1週間以内までとします。

7.当協議会が返還を行わない場合、又は利用者からの返金請求が加盟店の責めに帰すべき事由によると当協議会が判断した場合には、加盟店が利用者に対して直接返金その他の精算を行うものとします。返品や返金に関して加盟店と利用者との間で紛争が生じた場合、加盟店は自己の責任と負担においてこれを解決するものとし、当協議会は一切の責任を負わないものとします。

## 第 6 条 (加盟店による払戻し)

1.精算日においてに、払戻の対象となるましコインの額から加盟店払戻の額を差し引いた額に相当する金銭を、あらかじめ加盟店が届け出た預金口座に入金することにより支払うものとします。ただし、加盟店のましコインアカウント残高が払戻額と加盟店払戻の合計額に満たない場合は前項の払戻依頼ができないものとします。

## 第 7 条 (コインの取引限度額と有効期限)

1.コインの有効期限は、購入した年度から2年度目(購入した年度を含みます。)の3月末日とします。ただし、有効期間を過ぎた未使用のコインは、有効期限日の翌日の0時をもって失効するものとし、その後の利用又は払戻を受けることは出来ないものとします。

2.同条1項の定めにかかわらず、当協議会が必要と認めた場合、個別に取引限度額及び有効期限を定める場合があります。

## 第 8 条 (ポイント)

1.利用者は、ましコインを利用する場合、決済額200円(税込)につきお買い物ポイントが1ポイント付与されます。

2.前項に定めるほか、当協議会は、随時当協議会が定める時期及び方法により、利用者に対してポイントを付与することがあります。また、益子町や団体等から地域ポイントが付与されることがあります。なお、ポイントには利息はつきません。付与されたポイントは、アカウントに残高として記録される形で発行されます。

3.利用者は、前2項に基づき付与されたポイントは、本サービスにおいて対象商品等の代金等の決済に利用できるものとします。ただし、当協議会が別途ポイントの利用条件を定めた場合には、当該利用条件に従うものとします。

4.アカウントのポイント残高の上限は無制限です。ただし、当協議会が必要と認めた場合、個別に取引限度額を定めることがあります。

5.ポイントの有効期限は、付与された年度から3年度目(付与された年度を含みます。)の3月末日を有効期限とします。ただし、限定ポイントについてはこの限りではありません。また、有効期間を過ぎた未使用ポイントは、有効期限日の翌日の0時をもって失効するものとし、その後の利用又は払戻を受けることは出来ないものとします。

6.当協議会が利用者ポイントにポイントを付与した後に、ポイントの付与を取り消すことが適当であると当協議会が判断する事由があった場合、当協議会は、利用者付与されたポイントを取り消すことができるものとします。

7.益子町ポイントカードサービス「mashipo」の会員が保有していたmashipoポイントは、ましコインのポイントとして引継ぐことが出来るものとし、アプリ上で利用することが出来るものとします。

## 第9条(対象商品等の範囲)

1. ましコインの対象商品等の範囲は、商品代金、サービス料、送料、包装料、消費税及び地方消費税その他利用者が加盟店に支払う一切の金額とします。

2. 加盟店は、対象商品等を独自に定めることができます。ただし、その場合は、対象範囲を利用者に対して明示しなければなりません。

3. 前項の規定に関わらず、加盟店は、以下に掲げる商品又はサービスは、本サービスに係る取引の対象外とします。

- (1) たばこ
- (2) 商品券・プリペイドカード・印紙・切手・回数券その他の有価証券
- (3) 公共料金等の支払
- (4) 公序良俗に反するもの
- (5) 銃刀法・麻薬取締法・薬事法・風営法・ワシントン条約その他の関係法令の定め違反するもの
- (6) 第三者の肖像権、著作権、知的財産権、その他権利を不当に侵害するもの
- (7) その他当協議会が不相当と判断したもの

4. 加盟店は、当協議会より対象商品等又は購入外取引の一部について取扱い中止の要請があった場合、その指示に従うものとします。

## 第10条(独自キャンペーン・アプリ掲載)

1. 加盟店は、当協議会と事前協議の上、当協議会所定の方法により、ポイント付与対象行為、ポイント還元率、ポイント付与期間を当事務局のシステム上に登録し、独自のポイントキャンペーン等を実施することができるものとします。加盟店から依頼を受けた当協議会は、当該加盟店の利用者に決済金額に応じてポイントを発行するものとし、加盟店は、当協議会所定の時期に、あらかじめ加盟店が届け出た預金口座から引き落とす方法により、発行されたポイント相当額を支払うものとします。

2. 加盟店は、当協議会と事前協議の上、当協議会所定の方法により、アプリのプッシュ通知機能、バナー広告機能及びクーポン機能を利用することができるものとします。加盟店から依頼を受けた当協議会は、当協議会所定の時期にプッシュ通知、バナー広告又はクーポンの配信を行うものとし、加盟店は、当協議会所定の時期に、あらかじめ加盟店が届け出た預金口座から引き落とす方法により、当協議会所定のアプリ配信料を支払うものとします。

3. 前項のアプリ配信料については、協議会、加盟店の協議の上で取り決めるものとします。

## 第11条(加盟店手数料、加盟店払戻等)

1. 加盟店は、本サービスを通じて利用者から代金等を受領する場合、当協議会に対して決済手数料を支払うものとします。決済手数料の料率及び算定方法は、当協議会が別途定めるとおりとし、第4条2項の締結により手数料について承諾したものとします。

2. 加盟店が当協議会に支払うべき利用料(以下「基本料金」といいます。)の額は、別途加盟店契約の申込に先立って当協議会所定の方法により示す額とし、加盟店は、加盟店契約の締結日が属する月の翌月以降、前月分にかかる加盟店手数料を支払うものとします。

3. 当協議会は、加盟店契約の締結日が属する月の翌月以降、以下の各号に掲げる前月における利用料等を差し引きした額を、当協議会所定の毎月10日(休日の場合は翌営業日)までに、あらかじめ加盟店が届け出た預金口座へ振込又は引落とすものとします。

- (1) 第5条項に規定される取引の決済額の合計
- (2) 前2項に定める決済手数料及び基本料金
- (3) 第8条1項に定めるポイント相当額
- (4) 第10条5項に定めるアプリ配信料
- (5) その他当協議会と加盟店との個別協議の上、必要と判断した費用

4. 本サービスにおいて第5条の規定に基づき当協議会がましコインの払戻又は送金を行う場合に加盟店が当協議会に支払うべき手数料(以下「加盟店払戻」といいます。)は、別途払戻又は送金に先立って当協議会から書面、ウェブサイト、電子メール等の適宜の方法により示される額又は算定方法により計算される額とします。

5. 当協議会は、決済手数料又は基本料金を改定することができるものとします。この場合、改定日の3ヶ月前までにそ

の内容を加盟店へ通知又は公表するものとします。

## 第 12 条 (調査・報告・協力)

1.加盟店は、当協議会から依頼があった場合、本サービスに関するアンケートや調査に協力するものとします。

2.加盟店は、本規約に違反する事由が生じた場合又はそのおそれがある場合、速やかに当協議会にその旨を報告し、当協議会が必要と判断した場合には、本サービスに係る取引に関する書類、データを提出するものとします。

## 第 13 条 (加盟店としての遵守事項)

1. 加盟店は、次に掲げる事項を遵守するものとします。

(1)加盟店は、利用者のましコインの利用を制限できないものとし、不当な取扱いや差別はしてはいけません。

(2)加盟店は、本サービスと同様又は類似のポイントサービスを利用者に提供している場合、利用者が混同又は誤解しないよう、十分な表示及び説明を行わなければなりません。

(3)加盟店は、利用者からましコインの運用や対象商品等及び購入外決済に係る契約の内容に関する問い合わせ又は苦情があった場合には、自己の責任において対応し、その内容については、速やかに当協議会に報告するものとします。

(4)加盟店は、ましコインの偽造、変造その他の不正行為を防止するため、善良なる管理者の注意をもって必要な措置を講じるものとします。

2.加盟店は、以下の各号に掲げる行為(当該行為に該当する対象商品等の販売又は提供行為並びに購入外決済に係る契約の締結及び履行等を含みます。)又はそのおそれのある行為を行ってはならないものとします。

(1)法令又は本規約及び本規約に付随して制定される特約、ガイドライン、マニュアル等(以下総称して「本規約等」という。)に違反する行為

(2) 公序良俗に反する行為

(3) 法令、裁判所の判決、決定若しくは命令、又は法令上拘束力のある行政措置に違反する行為

(4) 当協議会又は第三者の法令上又は契約上の権利を侵害する行為

(5) 反社会的勢力に対する利益供与その他の協力的行為

(6) 宗教活動又は宗教団体への勧誘行為

(7) 選挙運動に関するあらゆる行為

(8) 他人の個人情報、登録情報、利用履歴情報などを、不正に収集、開示又は提供する行為

(9)本サービスの運営に必要なネットワークシステムや物品、ましコイン事業の運営又は他の利用者の利用を妨害や支障を与える行為

(10)不正な方法によりましコインを取得させ、又は不正な方法で取得されたましコインであることを知りながら決済を許容する行為

(11)当協議会の所定する以外の方法でのましコインの譲渡や、現金、財物その他の経済上の利益と交換する行為

(12)本サービスが予定している利用目的と異なる目的で本サービスを利用し、又は誤認、混同を生じさせるおそれのある行為

(13)その他当協議会が不相当と判断した行為

3.当協議会は、加盟店が前項各号のいずれかに違反すると判断した場合、又は対象商品等が前項各号のいずれかに該当すると判断した場合には、加盟店に対し、是正を要請することができるものとし、加盟店は速やかにこれに応じなければなりません。

## 第 14 条 (システムの使用等)

1.加盟店は、本サービスを利用するために必要な二次元コード、通信機器、ソフトウェアその他本サービスの利用のために必要となる全ての物品等を自己の費用と責任において準備し、使用可能な状態に置くとともに適切に管理するものとします。

加盟店は、当協議会システムを使用するにあたって、自己の費用と責任において、当協議会が定める使用環境に適合し、加盟店が任意に選択した電気通信サービス又は電気通信回線を経由してインターネットに接続するものとします。また、自己の使用環境に応じ、コンピュータ・ウィルスの感染、不正アクセス及び情報漏洩の防止等セキュリティを保持するものとします。

2.加盟店は、当協議会システムを複製、修正、改変又は解析し、当協議会に不正にアクセスしてはならないものとします。また、加盟店は当協議会システムを第三者に貸与又は利用させてはならず、当協議会システム又はその利用権を第三者に譲渡し、担保に供し、その他処分をしてはならないものとします。

3.当協議会は、加盟店に対して本サービスの利用に際して物品等を提供又は貸与することがありますが、その義務を負うものではありません。当該物品等の所有権は、当協議会が別段の意思表示をした場合を除き、当協議会に留保されるものとし、加盟店は当該物品等を第三者に貸与又は利用させてはならず、当該物品等又はその利用権を第三者に譲渡し、担保に供し、その他処分をしてはならないものとします。また、故意又は過失を問わず、加盟店(加盟店の従業員等を含みます。)がかかる物品等を損壊、破壊、故障等させた場合、加盟店はかかる損害又は修理費を負担するものとします。

4.当協議会は、合理的であると判断した場合にはいつでも、加盟店に事前に通知することなく、当協議会システムの内容を変更することができるものとします。

#### 第15条(チャージ機,チャージスポットの設置及び管理)

1.チャージ機、チャージスポットとは、チャージすることができる機器、場所を指します。

2.当協議会は、加盟店の店舗内または指定の場所に、チャージ機を設置し、加盟店に無償で貸与します。設置にかかる初期費用は、原則として当協議会が負担します。

3.チャージ機器を取り扱う加盟店は、次の各号に掲げる点に注意しなければならないものとします。

(1)善良な管理者として、当然の義務を負い、当該機器に関して不調変調を来す場合は速やかに協議会に報告する。

(2)利用者のチャージにおいて、管理者の責に帰す事由により問題が発生した場合は、加盟店の責任においてこれを補填する。また、協議会の責に帰す事由による場合は、協議会の責任において、これらの問題に対処する。

4.チャージスポットでのチャージによる現金とコインの交換は、加盟店の責任において行うものとし、何らかの疑義が生じた場合、速やかに協議会に報告するものとします。

5.加盟店がチャージスポットの利用によって取得した現金は、本サービスの運営に必要な預り金として加盟店の責任において目的外に使用することなく適切に保管し、協議会が現金の回収を求めた場合は、速やかに応じるものとします。

#### 第16条(ロゴ等の使用)

1.加盟店は、本サービスの利用に際して、当協議会所定の方法により加盟店マークを表示するものとし、かつ、本サービスの利用が可能な旨を記載する目的に限り、当協議会の商標及び当協議会所定の加盟店マークその他当協議会が指定するロゴ等(以下「当協議会ロゴ等」といいます。)を使用することができます。

2.前項に規定する当協議会ロゴ等の使用にあたっては、加盟店は、当協議会の指示に従わなければなりません。

#### 第17条(権利帰属)

1.当協議会のネットワークシステム、その他当協議会から貸与、提供又は使用許諾されるソフトウェア、物品等に関する知的財産権、所有権その他一切の権利は、益子町及び当協議会又は当協議会に権利を許諾する第三者にすべて帰属し、著作権法、商標法、意匠法等により保護されています。加盟店は、加盟店契約により明示的に許諾されている権利以外の何らの権利も取得するものではありません。

2.当協議会システムに関連して使用されているすべてのソフトウェアは、知的財産権に関する法令等により保護されている財産権及び営業秘密を含んでいます。

#### 第18条(サービスの停止)

1.当協議会は、加盟店が次の各号に掲げるいずれかの事由に該当する場合には、加盟店による当協議会システムの利用及び本サービスに係る決済業務を留保し又は拒絶することができるものとし、加盟店は、当協議会が再開を認めるまでの間、当協議会システム及び本サービスの利用を行うことができないものとします。

この場合、当協議会は、これにより加盟店に損害等が生じた場合であっても責任を負わず、当該留保拒絶期間中の加盟店手数料及び振込手数料を返還する義務を負いません。

(1)法令又は加盟店規約に違反した場合

(2)当協議会に提出した書類や報告した内容に虚偽又は不正があることが判明した場合

(3)ましコインの利用に関して利用者による不正行為が行われ、又は行われるおそれがある場合において、加盟店が当該不正行為の事実を知り、又は重大な過失により知らなかった場合

(4)加盟店における、他の会社が提供している決済サービスの利用に関して、他の会社等より、加盟店において不正使用が発生した、又は発生し得る疑いがある旨の通知を当協議会が受領した場合

- (5)加盟店が1年間以上の期間にわたり、加盟店契約に基づく本サービスの利用を行っていない場合
- (6)当協議会が合理的に不適切であると判断した場合

#### 第 19 条 (サービスの中止・中断等)

- 1.当協議会は、ネットワークシステムの定期点検、保守等のやむを得ない事情により、本サービスの提供を部分的に又は全面的に中断する場合があります。この場合、当協議会は、加盟店に対し、ウェブサイトへの掲載またはメール等により、事前にその旨を通知するものとします。
- 2.前項に関わらず、緊急を要するシステム保守、通信回線又は通信手段、コンピュータの障害などによる本サービスに係るシステムの中止又は中断の必要があると認めたときは、加盟店に事前に通知することなく、本サービスの全部又は一部を中止又は中断することができるものとします。当協議会は、これにより加盟店に損害等が生じた場合であっても責任を負いません。
- 3.当協議会は、当協議会システムに障害等が発生した場合、可能な限り速やかに当該障害の復旧に努めるものとします。ただし、当協議会は、かかる障害により加盟店に損害等が生じた場合であっても、これを賠償する責任を負わないものとします。

#### 第 20 条 (守秘義務)

- 1.当協議会及び加盟店は、本サービスに関し知り得た情報、その他相手方の機密に属すべき一切の事項を、善良な管理者の注意義務をもって秘密として厳重に管理するものとします。第三者に対して、これらの秘密情報を漏洩及び開示し、又はこれらの秘密情報を含む一切の資料を提供してはなりません。ただし、次の各号に定める事由に該当する場合には、この限りではありません。
  - (1)あらかじめ、相手方の書面による承諾を得た場合
  - (2)弁護士、公認会計士、税理士等の法律上守秘義務を負う者に対して、必要な範囲で開示する場合
  - (3)取得以前に既に公知であるもの
  - (4)取得後に取得者の責めによらず公知となったもの
  - (5)取得以前に既に所有していたものでその事実が立証できるもの
  - (6)正当な権限を有する第三者から守秘義務を負わずに入手したもの
  - (7)裁判所、政府若しくはその他の公的機関による秘密情報の開示の要請又は命令を受け、必要な範囲で開示を行う場合
- 2.当協議会は、前項の規定にかかわらず、事業運営に必要な範囲において、益子町及び守秘義務契約を締結した提携会社との間で情報を交換することができるものとします。
- 3.加盟店は、相手方より提供を受けた秘密情報について、加盟店契約の履行の目的のためにのみ使用できるものとします。
- 4.加盟店は、加盟店契約が終了した場合、当協議会が要求した場合、又は秘密情報が不要になった場合には、当協議会の指示に従い直ちに秘密情報を返却又は廃棄若しくは消去するものとします。なお、廃棄又は消去する場合には、復元不可能な態様にてこれを行うものとします。
- 5.本条は、加盟店契約の終了後5年間は有効に存続するものとします。

#### 第 21 条 (当協議会による個人情報等の取扱い)

- 1.当協議会及び加盟店は、利用者の個人情報(個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律五十七号)に定める個人情報をいいます。以下同じ。)及び本サービスに関する情報(利用者の氏名、住所、購買履歴その他の本サービスに関する一切の情報をいいます。)を当協議会及び加盟店がそれぞれ取得し、管理することを相互に確認するものとします。
- 2.当協議会は、当協議会が加盟店から取得した個人情報等(個人情報並びにメールアドレス、購買履歴、通信ログ及びクッキー情報等をいいます。以下同じ。)に関し、別途定める個人情報保護宣言、個人情報保護規程、個人情報取扱要領等に基づき、適切に取り扱うものとします。
- 3.加盟店は、当協議会が本サービス運営に必要な業務を第三者に委託する場合、必要な措置を講じた上で、加盟店から取得した個人情報等を委託先に提供し、委託先が委託の範囲内で利用することについて同意するものとします。

4.加盟店は、本サービスに関し、個人情報等の取扱いが生じる場合、個人情報の保護に関する法律及び所管官庁のガイドラインに従うとともに、善良な管理者の注意をもって適切に取り扱うものとし、不正アクセス、不正利用などの防止に努めるものとします。

5.加盟店は、加盟店から利用者の個人情報等又は第1項に定める本サービスに関する情報が第三者に漏えい等した場合、自らの費用と責任でこれに対処しなければなりません。

#### 第22条（反社会的勢力の排除）

1.加盟店は、自己又はその代表者、役員、実質的に経営権を有する者、従業員、代理人又は媒介者が、現在、次の各号に規定する者（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても反社会的勢力に該当しないことを確約します。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」といいます。）第2条第2号に規定する暴力団といいます。）

(2) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員といいます。）

(3) 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者

(4) 暴力団準構成員

(5) 暴力団関係企業

(6) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、又は特殊知能暴力集団

(7) 前各号に定める者と密接な関わりを有する者

(8) その他前各号に準じる者

2.加盟店は、自ら又は第三者を利用して直接的又は間接的に、次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当協議会の信用を毀損し、又は当協議会の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準じる行為

3.当協議会は、加盟店が前二項に定める表明事項又は確約事項のいずれかに違反することが判明した場合、何らの催告なく加盟店契約を解除することができます。

4.当協議会は、前項の規定により加盟店契約を解除した場合、かかる解除によって加盟店に生じた損害、損失及び費用を補償する責任を負わないものとします。

#### 第23条（有効期間・退会・解約等）

1.加盟店契約の有効期間は、加盟店契約が成立した日から1年間とし、協議会又は加盟店から加盟店登録の解除について特段の意思表示がない場合は、更に1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とします。

2.当協議会又は加盟店は、前項に定める期間中であっても、解約日の2ヶ月前までに、相手方に対して当協議会所定の方法で申入れを行うことにより、2ヶ月後の月末をもって加盟店契約を解約することができるものとします。

3.前各項の規定にかかわらず、当協議会は、直前1年間に本サービスに係る取引を行っていない加盟店については、予告の上で加盟店契約を解約できるものとします。

4.前各項の規定にかかわらず、当協議会は、社会情勢の変化、法令の改廃、その他当協議会の都合等により、本サービスの取扱いを終了することがあり、この場合、当協議会は、加盟店に対し事前に通知することにより、加盟店契約を解約できるものとします。

5.前各項により加盟店契約が終了した場合、当協議会は、加盟店に損害（逸失利益、機会損失を含みます。）が生じた場合でも、一切の責任を負わず、支払済みの加盟店手数料及び振込手数料を加盟店に返還する義務を負わないものとします。

#### 第24条（期限の利益の喪失・相殺）

1.加盟店が加盟店契約又は当協議会との他の契約に基づくいずれかの債務の一部でもその支払を遅滞した場合、当協議会からの請求によって、加盟店は当協議会に対する一切の債務について期限の利益を失うものとします。

2.当協議会は、加盟店契約に基づくものか否かにかかわらず、当協議会が加盟店に対し有する一切の債権と当協議会が加盟店に対して負担する一切の債務とを、その支払期限のいかににかかわらず、対当額をもっていつでも相殺することができるものとしします。

3.相殺にあたっての利息等の計算は、相殺の通知を当協議会が行った日までを対象として行うものとしします。

#### 第 25 条 (加盟店契約の解除)

1.当協議会は、加盟店が次の各号に定める事由に該当する場合、加盟店に対し何ら催告その他の手続きを要することなく、加盟店契約を速やかに解除することができるものとしします。

(1) 本規約に違反したとき

(2) 手形又は小切手の不渡りがあったとき、支払停止になったとき、信用状態に重大な不安が生じたとき

(3) 監督官庁により営業の取消、停止等の処分を受けたとき

(4) 仮差押え、仮処分、差押え、強制執行、競売等の申立てを受けたとき

(5) 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、特別清算開始等の申立てを受け、又は自ら申し立てたとき

(6) 合併、解散、減資又は事業の全部若しくは重要な一部の譲渡の決議があったとき

(7) その他信用不安事由が生じ、又は契約を継続し難い事由が生じたとき

(8) 前各号の事由が生じるおそれがあると当協議会が合理的に判断したとき

(9) その他、当会が加盟事業所として不適格と判断したとき

2.前項各号に記載する場合のほか、当協議会は、加盟店が加盟店契約に違反し、相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、その期間内に違反が是正されないときは、加盟店契約を直ちに解除することができる。

3.同条1項各号又は前項に掲げる事由が生じた加盟店は、このために当協議会に生じた損害を賠償しなければならないものとしします。なお、第 1 項各号の事由が生じた加盟店は、加盟店契約に基づき負担する一切の債務について期限の利益を失うものとし、直ちに当該債務を一括して当協議会に支払うものとしします。

4. 同条1項又は2項により加盟店契約が解除された場合、当協議会は、加盟店に損害(逸失利益、機会損失を含みます。)が生じた場合でも、一切の責任を負わず、支払済みの加盟店手数料及び加盟店払戻・送金手数料を加盟店に返還する義務を負わないものとしします。

#### 第 26 条 (契約終了後の措置及び残存条項)

1.理由の如何を問わず、加盟店契約が終了した場合、本規約に基づく解除により加盟店の当協議会に対する債務が期限の利益を失うときを除き、既に発生している加盟店と当協議会との間の債権及び債務については、本規約に従って精算されるものとしします。

2.加盟店契約が終了した加盟店は、直ちに当協議会システムを含む本サービスの利用を停止するものとし、加盟店契約の存在を前提とした広告宣伝、取引申込の誘引行為を中止しなければなりません。また、当協議会ロゴ等を撤去又は削除し、加盟店店舗その他加盟店に関する媒体上から当協議会及び本サービスに関する記述を撤去又は削除するものとしします。さらに、加盟店は、当協議会から交付された二次元コード、物品、データ、資料、書面及びその他一切の情報を、当協議会の指示に従い速やかに返却又は破棄するものとしします。

3.本規約の各条において明示的に記載されている場合のほか、第17条、第18条、第19条、第24条、第25条、第26条、第31条、第32条、第33条については加盟店契約終了後といえども有効に存続するものとしします。

#### 第 27 条 (責任・損害賠償)

1. 加盟店は、対象商品等を加盟店が利用者に提示した条件に従い提供し、加盟店が利用者に提示した条件に従い購入外取引を行うものとし、対象商品等及び購入外決済に係る契約の内容に関連する一切の事項並びに本サービスを利用してなされた対象商品等の提供及び購入外決済に係る契約の締結及び履行等並びにそれらの結果について責任を負うものとしします。

また、加盟店は、本サービスを利用してなされた対象商品等の提供並びに購入外決済に係る契約の締結及び履行等に関して債務不履行、返品、瑕疵その他の問題が生じた場合、若しくは他の利用者その他の第三者又は当協議会に損害又は不利益を与えた場合、又は加盟店の営業(加盟店店舗の運営、対象商品等の販売又は提供を含みますが、これらに限られません。)に関連して利用者を含む第三者から当該第三者の権利を侵害した等のクレーム、主張、要求、請求、異議等を受けた場合、自己の責任と費用においてこれを解決するものとしします。

2.加盟店が、前項に定める利用者その他の第三者との間の法律関係若しくは事実関係又は加盟店契約若しくは法律の違反によって当協議会又は利用者その他の第三者に損害を与えた場合には、その一切の損害(当該当事者が支出した事務処理費用、合理的な弁護士費用、第三者から請求された損害等を含みますが、それに限られません。)を直ちに賠償又は補償する責任を負うものとします。

#### 第 28条 (遅延損害金)

加盟店は、加盟店契約に基づく債務の支払を遅延した場合は、当該債務の金額に対して、支払期日の翌日から起算し、実際に支払のあった日まで年利率14.6%の遅延損害金を支払うものとします。この場合の計算方法は年 365 日の日割り計算とします。

#### 第 29条 (免責)

1. 当協議会及び加盟店は、天災事変、戦争、内乱、法令の改廃、公権力による命令処分、労働争議、システム障害若しくは諸設備の故障、その他自己の合理的支配の及ばない事由により、自己の債務の全部若しくは一部が履行できない場合、又は相手方に損害が生じた場合、その責を負わないものとします。

2. 前項に掲げる事由に起因して、加盟店契約の履行が困難となり、若しくはそのおそれが生じ、又は加盟店契約の履行に重大な影響を及ぼす事態が生じたときは、当協議会及び加盟店は直ちに相手方にその旨を通知して協議を行い、双方の事業運営への影響を最小限とするよう努めるものとします。

#### 第 30条 (譲渡禁止等)

加盟店は、当協議会の事前承諾なくして、加盟店契約上の地位、又は加盟店契約から生じた権利義務を第三者に譲渡し、担保に供し、その他処分をしてはならないものとします。

#### 第 31条 (登録事項の変更)

1. 加盟店は、加盟店契約の申し込み時に記載した事項に変更が生じた場合は、当協議会所定の方法により、速やかにこれを当協議会に届け出るものとします。

2. 前項に規定する届出が遅延したこと又はかかる届出が行われないことにより、当協議会からの通知又はその他送付書類、振込金が延着し、又は到着しなかった場合には、通常到着すべきときに加盟店に到着したものとみなすものとし、これにより加盟店に損害が発生した場合であっても、当組合は一切責任を負わないものとします。

### 第 3章 雑則

#### 第 32条 (加盟店への通知)

1. 加盟店に対する通知は、あらかじめ加盟店が当協議会所定の方法により届け出た宛先に、アプリケーション内の通知又は電子メールにより送信することによって行うものとします。

#### 第 33条 (本規約等の変更・廃止)

1. 当協議会は、当協議会の判断により、加盟店に事前の承諾を得ることなく、当協議会の判断により、本規約又は民法第 548 条の 4 第 1 項第 2 号の規定に従い、本規約等をいつでも変更又は廃止することができるものとします。

2. 当協議会は、本規約を変更又は廃止したときは、加盟店に通知し、又は当協議会のウェブサイトにおける表示により告知するものとします。

3. 加盟店が本規約等の変更へ同意した場合、本規約等の変更の効力が生じた後、加盟店が本サービスを利用した場合(この場合には、変更後の本規約等に同意したものとみなします。)又は、民法第548条の4第1項第2号の規定に従った本規約等の変更の効力が生じた場合、変更後の本規約等が適用されるものとします。

#### 第 34条 (準拠法)

本規約に関する準拠法は、全て日本国法とします。

### 第 35条 (管轄)

本サービスに起因又は関連して加盟店と当協議会との間に生じた紛争(裁判所の調停手続きを含む)については、宇都宮地方裁判所又は真岡簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

### 第 36条 (誠実協議)

本規約に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、加盟店と当協議会で信義誠実の原則に従って協議し、円満に解決を図るものとします。

### 第37条(その他)

本規約に定めのない事項については、当協議会にて協議し対処するものとします。

### 第 38条(お問い合わせ)

ましコインに関するお問い合わせ窓口は以下のとおりです。

#### 益子町デジタル地域通貨推進協議会

加盟店お問い合わせ先

〒321-4217 益子町大字益子2044-1(益子町商工会内)

TEL(直通) 080-4743-4139 / 080-4743-4017

mail mashiko.dcc@gmail.com

(受付時間 8:30~17:00 但し、土日祝日年末年始は除く)

#### デジタル地域通貨発行者・総合お問い合わせ先

益子町産業建設部観光商工課

〒321-4293 益子町大字益子2030

TEL 0285-72-8845

mail kankou@town.mashiko.lg.jp